

# 地域おこし協力隊“奔走中”

地域振興係

移住定住、空き家担当の永田です。2023年もだいぶ終盤になり、冬と年末が近づいてきましたね。スキーシーズンを待ち望んでいる方もたくさんいるのではないのでしょうか。立科町で最初に冬を過ごしたとき、朝イチでスキーをしてから仕事をする人たちを見て驚いた記憶があります。気軽に山の上と下の往来が出来る環境があるなんて、立科はなんと贅沢な地域なのだろうと。東京や横浜にいる人たちが3時間かけて行く雪山に立科の人たちは30分で行けるんですから。身近な距離の移動で環境がこれほど大きく変えられる地域というのは結構珍しく、特に立科町は町の形がかなり如実にその特徴を示しています。砂時計のように南北に細長い地形はネットでも話題になるほど特徴的で、立科の魅力の一つなのですが、その反面、他の地域とは違う課題もあります。それは、町内での観光客や来訪客の循環が生まれにくいということです。町が面的に広がっていない立科では、一度観光で山の上に訪れてしまうと、その後なかなか里の方に降りてくることがなく、隣接する茅野市や諏訪市へ行くか、または降りてきてもそのまま町内を通過してしまうことが多いです。求心性のある場所が一方に偏ってしまい、さらにそこから隣接する地域の求心力に引っ張られるためにこのような動きが生まれます。



●移住定住、空き家担当  
永田 賢一郎です。

以前、台湾の大学で都市を考えるワークショップをやった際にテーマとして「2つのエンジン」というキーワードがありました。旧市街と新市街の双方に求心力(=エンジン)を作ることで初めて2つの地域が絡み合っ、人々の往来と新しい活動が生まれるというものでしたが、立科町の地形を見るたびにそのキーワードを思い出します。エンジンは人の往来を作るだけでなく、新しい活動や暮らし、仕事、環境を生み出します。町の形が面的に広がっている地域では、一つのエンジンでも周りに人の循環と活動が生まれていきますが、立科のように南北で別れており、ほとんど一つの道路でしか往来が出来ない地域ではエンジンは2つ必要で、その2つが噛み合っ初めて往来が生まれ、「立科町の形」として認識してもらうことができます。

先日東京から訪れた編集者の方を山の上にご案内した際に「山の上にいま来ている県外ナンバーの人たちはリゾート地に来ている感覚はあるけど、立科町に来ているという感覚はほとんどないですね」と言われました。なかなか辛辣な指摘でしたが、とても的を射ていると感じました。

立科町の人口の9割は里エリアで暮らしています。そして空き家も当然、人が暮らしている場所から発生してきます。里エリアにおける「立科町のもう一つのエンジン」とはなんだろうか。それを考えることがいま一番の課題なのかもしれません。

地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組です。隊員は各自自治体の委嘱を受け、任期はおおむね1年から3年です。具体的な活動内容や条件、待遇等は各自自治体により様々ですが、総務省では、地域おこし協力隊員の活動に要する経費に対して隊員1人あたり480万円を上限として財政措置を行っています。(参照：総務省HP)

## 結婚新生活を始めるための費用を助成します ～立科町結婚新生活支援事業～

地域振興係

新婚世帯の住居費および引越費用を助成します。

### 【対象となる世帯】

次の①～⑤のすべてを満たす世帯が対象となります。

- ① 令和4年1月1日から令和6年3月31日までに婚姻届を提出し、立科町に住民票のある世帯
- ② 婚姻の時点で夫婦いずれかの年齢が満40歳未満であること
- ③ 夫婦の令和4年分(2022年分)の所得の合計額が500万円未満<sup>\*</sup>であること

※世帯年収約650万円未満に相当

※貸付型奨学金を返済している場合は令和4年中の返済額を取得から控除できます

- ④ 町税等の徴収金に滞納がないこと
- ⑤ 対象となる住居が町内にあること

### 【対象となる費用】

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの婚姻を機に生じた費用。

- 新規の住宅賃貸費用(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料)
- 新規の住宅取得費用(中古住宅に限ります。)
- 結婚に伴う引越し費用 ● 結婚に伴う住居のリフォーム費用

詳しくは町HPをご覧ください <https://www.town.tateshina.nagano.jp/soshiki/kikaku/chiikishinko/772.html>

### 【補助額】

該当した世帯に最大30万円を上限額とし交付します。ただし、ご夫婦ともに29歳以下の世帯には1世帯あたり60万円を上限とし予算の範囲内で交付します。

補助要件や申請手続きは、事前にお問合せください。

お問合せ 地域振興係 電話88-7315

